ＩＣＴ活用工事（作業土工（床掘））試行実施要領

（名古屋港管理組合）

第１条 概要

概要については、愛知県ＩＣＴ活用工事（作業土工（床掘））実施要領（以下、県実施要領）第２条に準じて実施するものとする。

第２条 ＩＣＴ施工技術の具体的内容

ＩＣＴ施工技術の具体的内容については、県実施要領第３条に準じて実施するものとする。

第３条 ＩＣＴ活用工事の対象工事

ＩＣＴ活用工事の対象工事については、県実施要領第４条に準じて実施するものとする。

第４条 ＩＣＴ活用工事の実施方法

ＩＣＴ活用工事の発注方法については、県実施要領第５条に準じて実施するものとする。

第５条 ＩＣＴ活用工事実施の推進のための措置

ＩＣＴ活用工事実施の推進のための措置については、県実施要領第６条に準じて実施するものとする

第６条 ＩＣＴ活用工事の積算方法

１．下記表－１に示すとおりとする。

表－１　積算の取り扱い

	受注者希望型
３次元起工測量（注１）	実施した場合は、見積りにより変更積算
３次元設計データ作成（注２）	実施した場合は、見積りにより変更積算
３次元データによる施工計画等	―
ＩＣＴ建設機械による施工	実施した場合は変更積算
３次元データの納品	―

（注１）ＩＣＴ土工で積算計上した場合は、重複して計上しない

（注２）作成した３次元設計データをＩＣＴ建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用した場合を対象

２．積算方法

積算方法については、「ＩＣＴ活用工事（作業土工（床掘））積算要領　愛知県」により必要な経費を計上する。

ただし、３次元起工測量・３次元設計データの作成を要する場合の費用の計上については、積算要領にある共通仮設費の技術管理費への計上は適用せず、委託業務として別途積算し合算

するものとする。

第７条　ＩＣＴ活用工事の試行導入における留意点

ＩＣＴ活用工事の試行導入における留意点については、県実施要領第８条に準じて実施するものとする。

附 則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年１０月１日から施行する。
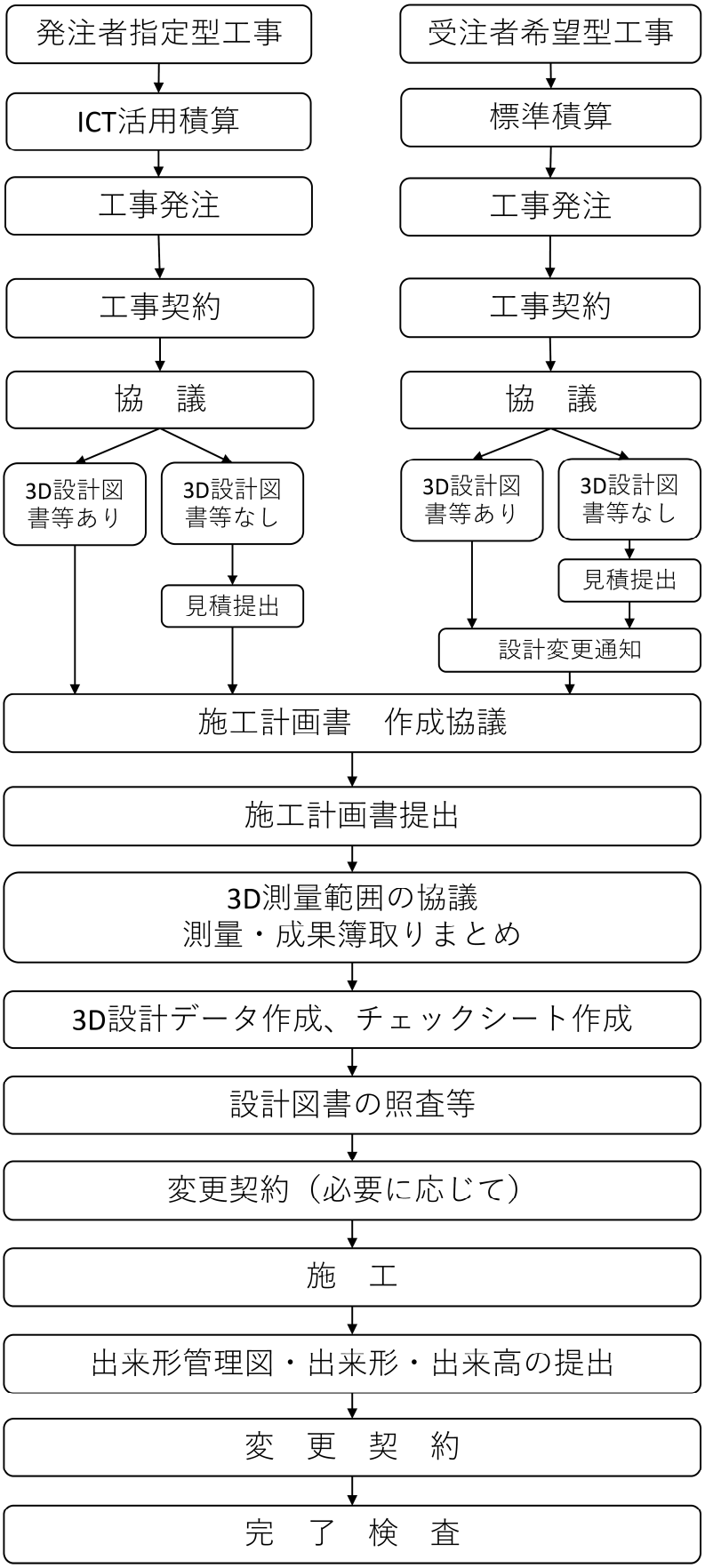
※参考　ＩＣＴ活用工事の発注から工事完成までの手続き及び流れ